

介護老人保健施設メイプル

指定居宅介護支援事業部運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団慈広会が開設する介護老人保健施設メイプル（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態に有る高齢者に対し適正な介護支援事業を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身、環境の特性を踏まえてその有する能力、環境に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう介護計画を作成し生活全般に亘る援助を行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。なお、サービス事業者の選定に当たっては、利用者及び家族の希望をふまえ公正中立に行うこととする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 介護老人保健施設メイプル 居宅介護支援事業部
- 2 所在地 綾瀬市吉岡2361-7（介護老人保健施設メイプル内）

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務 主任介護支援専門員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 2 介護支援専門員 2名以上（常勤職員）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし12月30日から1月3日迄及び土曜、祝祭日を除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

※ただし、24時間連絡体制を実施し、必要に応じて利用者等の相談に応じる事とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- | | |
|------------------|----------------------------------------------|
| ① 利用者の相談を受ける場所 | 第3条に規定する事業所内及び利用者宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。 |
| ② 使用する課題分析票の種類 | 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式に使用する。 |
| ③ サービス担当者会議の開催場所 | 第3条に規定する事業所内及び利用者宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。 |
| ④ 居宅サービス計画決定 | 居宅サービス計画の(原案)を作成し、ご本人様・ご家族様に説明し、同意を得て交付する。 |
| ⑤ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 月1回以上必要に応じて訪問するものとする。 |
| ⑥ モニタリングの結果記録 | 1ヶ月に1回 |
| ⑦ 24時間連絡体制 | 連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する。 |

2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、該当指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

3 介護支援専門員が、神奈川県外を訪問・出張した場合には、その旅費(公共交通機関を利用しての、当施設から出張場所の往復に掛かる費用)を徴収致します。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、綾瀬市、海老名市、座間市、藤沢市、愛甲郡愛川町の地域とするが、ご希望がある場合は相談可能とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 事業所は自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

(サービス割合)

第10条 当事業所のケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の前6か月間の各サービスの割合・同一事業者による提供された割合を、書面にて説明する。

(虐待の防止について)

第11条 事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 成年後見制度の利用を支援します。
- ② 苦情解決体制を整備します。
- ③ 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。
- ④ 当事業所従業者または居宅サービス事業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかにこれを市町村に報告致します。

(感染症の予防及びまん延の防止の為の措置)

第12条 感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 感染症の予防及びまん延防止の為の従業者に対する研修及び訓練の実施。
- ② その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置
(委員会の開催・指針整備等)

(業務継続計画の策定)

第13条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施する事・非常時の体制での早期の業務再開を測る為の計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 従業者に対する周知・研修及び訓練の実施。
- ② 業務継続計画のために必要な措置。(委員会の開催・指針整備等)

(オンラインツール等を活用した会議の開催)

第14条 ご利用者様又はそのご家族様の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）にて活用して行うことができるものとする。
その際、個人情報の適切な取り扱いに留意する。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第15条 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発。
- ② 従業者からの相談に応じ、適切に対処する為の体制の整備。
- ③ その他ハラスメント防止のために必要な措置。

(医療との連携)

第16条 居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先、利用者の状態等入院先の医療機関に情報伝達を行う事とする。

(身体拘束等の原則禁止)

第17条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならず、身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する事とする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 1 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年4回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後に於いてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団慈広会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は平成12年3月1日から施行する。

- 平成13年 3月1日 一部改正
- 平成19年12月1日 一部改正
- 平成30年10月1日 一部改正
- 平成31年 3月1日 一部改正
- 令和 1年 7月1日 一部改正
- 令和 1年12月11日 一部改正
- 令和 2年 2月11日 一部改正
- 令和 2年 4月11日 一部改正
- 令和 3年 4月14日 一部改正
- 令和 5年 1月11日 一部改正
- 令和 5年 3月2日 一部改正
- 令和 6年 4月1日 一部改正
- 令和 7年 7月1日 一部改正